

※個人番号（マイナンバー）が記載されている書面は提出しないでください。

「婚姻費用の分担調停・審判」の手續

婚姻（別居）中の夫婦の間で、生活費（婚姻費用）の分担について、当事者間の話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、家庭裁判所に婚姻費用を定める調停（審判）の申立てをすることができます。また、一度決まった婚姻費用であってもその後事情の変更があった場合（収入の増減、子の進学など）には婚姻費用の額の変更を求める調停（審判）を申し立てることができます。

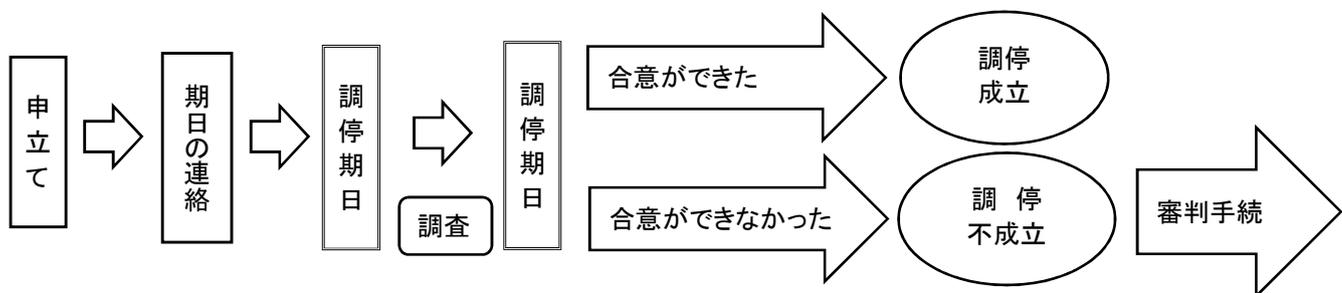
調停手續では、夫婦双方の資産、収入など一切の事情について、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらうなどして事情をよく把握して、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指して話し合いが進められます。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手續が開始され、裁判官が、必要な審理を行った上、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

審判を申し立てた場合でも、調停手續が先行することがあります。

申立てをする人	夫又は妻
申立てをする裁判所	●調停申立て：相手方の住所地又は当事者が合意で定める家庭裁判所 ●審判申立て：夫又は妻の住所地又は当事者が合意で定める家庭裁判所
申立てに必要な費用	<input type="checkbox"/> 収入印紙1200円 <input type="checkbox"/> 連絡用の郵便切手 ●調停申立て [84円×6枚, 50円×2枚, 10円×7枚, 2円×10枚] ●審判申立て [500円×4枚, 84円×10枚, 50円×4枚, 20円×4枚, 10円×10枚, 5円×2枚, 1円×5枚]
申立てに必要な書類	<input type="checkbox"/> 申立書3通（裁判所用、相手方用、申立人の控え用） ※申立書には相手方に開示できない住所を記載しないでください。 <input type="checkbox"/> 事情説明書1通 <input type="checkbox"/> 連絡先等の届出書1通 <input type="checkbox"/> 進行等照会書1通 <input type="checkbox"/> 夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書）1通 ※3か月以内に発行されたもの <input type="checkbox"/> （収入に関する書類）源泉徴収票、給与明細等の写し <input type="checkbox"/> （過去の婚姻費用に関する取決めや支払い状況に関する書類）過去の審判書、判決書、調停調書謄本等の写し 事案によっては、追加書類の提出をお願いすることがあります。 ★書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分は、マスキング（黒塗り）をしてください。マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の下に当該書面をステーブラ（ホッチキス等）でとめて、一体として提出してください。

手續の流れ（一般的な流れを示したものです。）



注 家事事件手續（調停、審判、調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。